

# 株 主 各 位

愛知県常滑市唐崎町2丁目88番地  
**ジャニス工業株式会社**  
代表取締役社長 山 川 芳 範

## 第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分までに当社に到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 愛知県常滑市唐崎町2丁目88番地  
当社 本社事務所 (後記会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第84期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容及び連結計算書類の内容及びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第84期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.janis-kogyo.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、緩やかな回復状態が続いております。雇用環境は改善傾向にあり、個人消費も持ち直しの動きが見られます。また、企業収益も改善してきており、設備投資も持ち直しの傾向が見られます。しかし、米国の政策動向、急な為替相場の変動、アジア経済の不確実性もあり、先行きが不透明な状況にあります。

当社関連業界におきましては、持家の着工が弱含みで推移しており、当連結会計年度における新設住宅着工戸数は前年比2.8%減少しており、当面この水準で推移していくと思われまます。

こうした状況の中、お客様にお役立ちできる『提案営業』を推進し、「フロントスリム」トイレを中心とした拡販に注力し、売上高の拡大を図ってまいりました。生産面では、昨年更新した焼成炉により燃費率向上を図ることができ、製造原価を低減させるとともに環境負荷も低減させてまいりました。また従来より全社で取り組んでおりますコスト削減活動を進めるとともに、『業績を尊重する精神』を全社員が常に意識し、製造原価低減を中心に収益率の向上に努めてまいりました。

子会社化した株式会社ファインテック高橋とは、双方の経営資源を有効活用し売上と利益の更なる拡大を図り、将来へ繋がる新たな取組みを計画しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は5,498百万円（前年同期比26百万円減）、営業利益は71百万円（前年同期比38百万円減）、経常利益は103百万円（前年同期比31百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は73百万円（前年同期比56百万円減）となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、93百万円であり、当連結会計年度中に完成しました主要な設備は、本社工場における衛生陶器製造設備であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、新たな資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

国内景気は、各種政策の効果により企業収益は回復を続け、それに伴い雇用情勢・企業投資も増加し緩やかに回復していくものと思われます。しかし、海外の景気の動向によっては下振れするリスクを依然として抱えております。当社を取り巻く環境は、新設住宅着工戸数は弱含みで推移していくと思われ、企業間競争の激化など、引続き厳しい状況が続くものと思われます。

このような厳しい市況環境の中、『需要を創造し、社会に広く認知されたJanisブランドの構築』を目標とし、大型設備投資による製造原価低減と国内衛生陶器メーカーとして高品質な商品づくりに注力し、経営理念にある独創性と活力ある人材づくりをすすめ、お客様視点で高付加価値商品やサービスをご提供してまいります。

こうした課題に対処するため、以下の基本方針に社員一丸となって全力で取り組んでまいります。

- ① 『日本ブランド』の衛生陶器メーカーとして、国内外の特色ある企業とのコラボレーションを推進し、事業基盤の拡大を図ってまいります。
- ② トイレメーカーとしてコア技術に磨きを掛け、安全で品位ある『フロントスリム』商品をご提供すると共に、安心で迅速なサービス対応を通じてお客様のニーズを事業運営に反映してまいります。
- ③ 国内メーカーとして環境負荷とコストを低減し、お客様にお役立ちができる『提案営業』を推進し、社員一同『業績を尊重する精神』を貫き、継続的に業績を確保してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	第81期 (平成27年3月期)	第82期 (平成28年3月期)	第83期 (平成29年3月期)	第84期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売 上 高 (百万円)	5,074	5,216	5,525	5,498
経 常 利 益 (百万円)	205	113	134	103
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	184	10	130	73
1株当たり当期純利益	10円03銭	0円57銭	7円20銭	4円10銭
総 資 産 (百万円)	5,080	5,237	5,351	5,282
純 資 産 (百万円)	2,834	2,730	2,797	2,847
1株当たり純資産	153円89銭	149円08銭	153円38銭	155円61銭

- (注) 1. 第83期が連結初年度となりますので、第82期以前については、当社単体の数値を記載しております。
2. 第81期及び第82期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は自己株式数控除後の期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、第82期、第83期及び第84期の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)保有の当社株式493,000株を含めております。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 ファインテック高橋	15,000 千円	100.0 %	給排栓の製造及び販売

## (7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事 業 区 分	主 要 な 製 品 の 名 称
衛 生 機 器	衛生陶器、温水洗浄便座(サフレット)、 トイレカウンター、洗面化粧台

(8) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

種 別	名 称 : 所 在 地
本 社	愛知県常滑市
営 業 所	東日本支店（東京都）、西日本支店（大阪府）、 中日本支店（愛知県）、東北営業所（宮城県）、 九州営業所（福岡県）
工 場	本社工場、本社化成工場、大野工場（以上愛知県）
子 会 社	株式会社ファインテック高橋（千葉県）

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
205名	1名増

(注) 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
185名	2名増	39.3歳	15.4年

(注) 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	139百万円
知 多 信 用 金 庫	61
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	59
株 式 会 社 十 六 銀 行	50
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	41

- (注) 1. 株式会社三菱東京UFJ銀行と融資限度額を決めたコミットメントライン契約(融資限度額500百万円)を締結しております。  
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日をもって、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

## 2. 会社の株式の状況（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 73,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 19,167,715株（自己株式1,178,522株を含む。）  
(3) 株主数 975名  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
タカラスタンダード株式会社	3,109千株	16.8%
ジャニス工業取引先持株会	2,135	11.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	910	4.9
株式会社LIXIL	900	4.9
株式会社三井住友銀行	585	3.2
伊 奈 輝 三	575	3.1
三井住友信託銀行株式会社	500	2.7
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	493	2.7
伊 奈 啓 一 郎	455	2.5
伊 奈 喜 代	405	2.2

- (注) 1. 当社は、自己株式685,522株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式685,522株には、資産管理サービス信託銀行㈱(信託E口)が保有する当社株式493,000株を含んでおりません。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日をもって、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

## 3. 会社の新株予約権等の状況（平成30年3月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

- (1) 平成25年7月16日開催の取締役会決議による新株予約権
- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
  - ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,000円
  - ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ④ 新株予約権の行使期間 平成25年8月2日から平成55年8月1日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	68個	普通株式68,000株	4人

(2) 平成26年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成26年8月2日から平成56年8月1日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	75個	普通株式75,000株	4人

(3) 平成27年7月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成27年8月1日から平成57年7月31日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	79個	普通株式79,000株	4人

(4) 平成28年7月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年8月2日から平成58年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	79個	普通株式79,000株	4人

(5) 平成29年7月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成29年8月2日から平成59年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	96個	普通株式96,000株	4人

## 4. 会社役員 の 状況（平成30年3月31日現在）

### (1) 取締役 の 状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 川 芳 範	株式会社ファインテック高橋 代表取締役社長
常務取締役	谷 口 敏 彦	株式会社ファインテック高橋 取締役
取 締 役	宇 野 正 敏	生産部長 株式会社ファインテック高橋 取締役
取 締 役	富 本 和 伸	経営管理部長
取 締 役 (監査等委員)	水 野 修	株式会社ファインテック高橋 監査役
取 締 役 (監査等委員)	森 田 雅 也	りんく税理士法人 代表社員 デリカフーズホールディングス株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	水 野 吉 博	

- (注) 1. 取締役森田雅也氏及び水野吉博氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、水野修氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員森田雅也氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

### (3) 取締役の報酬等の金額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	4名	61,248千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	17,844 (7,644)
合 計	7	79,092

- (注) 1. 株主総会の決議による年額報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）が年額150,000千円（平成28年6月定時株主総会決議）、取締役（監査等委員）が年額30,000千円（平成28年6月定時株主総会決議）であります。
2. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）12,768千円）を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役（監査等委員）森田雅也氏は、りんく税理士法人の代表社員及びデリカフーズホールディングス株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別な関係はありません。

#### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ③ 当事業年度における主な活動状況

##### (1) 社外取締役（監査等委員） 森田雅也

当事業年度に開催された取締役会には、10回中10回、また、監査等委員会には、10回中10回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じて意見を述べております。

##### (2) 社外取締役（監査等委員） 水野吉博

当事業年度に開催された取締役会には、10回中10回、また、監査等委員会には、10回中10回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて意見を述べております。

なお、会社法施行規則第124条に定める社外役員を設けた株式会社の特則につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	16,800千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「経営理念」及び「倫理規程」を制定し、取締役及び使用人に対し、法令・定款の遵守を徹底する。
  - ② 内部統制委員会を設置し、社内規程の整備を通じて、適切な業務運営の維持・向上を進める。
  - ③ 内部通報制度を制定し、コンプライアンスに係る諸問題が発生した場合の早期把握・早期是正に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存する。
  - ② 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - ① 事業上のリスクについては、各部門がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行う。
  - ② 各部門長は、毎月の経営会議において、必要に応じてリスク管理の状況について報告する。
  - ③ 監査等委員会及び内部監査部門は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 経営に関する重要事項については、各部門長が出席する経営会議で十分な議論を行い、その審議を経て、取締役会で決議する。
  - ② 原則として、経営会議は月2回、取締役会は月1回開催することとし、必要に応じて臨時的経営会議及び取締役会を適宜開催する。
- (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
  - ① 監査等委員会は、内部統制委員会の従業員に監査に必要な業務を命じることができるものとする。

- ② 監査等委員会から監査に必要な業務の命令を受けた従業員は、その業務の遂行にあたって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。
- (6) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、その都度監査等委員会に報告するものとする。
  - ② 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、必要に応じていつでも業務の執行状況の報告を求めることができるものとする。
- (7) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査等委員会が選定した監査等委員は、必要に応じて、経営会議等重要な会議に出席することができる。
  - ② 監査等委員会は、監査報告会を開催し、社長と定期的に情報及び意見の交換を行う。
  - ③ 監査等委員会は、定期的に会計監査人と会合を持ち、情報及び意見の交換を行う。
- (8) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適正な内部統制システムを構築する。
  - ② また、本システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- (9) **反社会的勢力排除に向けた体制**
- ① 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
  - ② また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、体制の強化を図るものとする。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制委員会を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を確認・審議した上で、必要に応じて、社内規程等の見直しを行っております。

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名を含め取締役7名で構成され、原則月1回の定時取締役会のほか随時必要に応じて開催し機動的かつ迅速な意思決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行いました。また、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告しました。

監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則月1回の定時監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有をしながら会社の状況を把握し、必要に応じて提言のとりまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査等委員は、全ての稟議書の回付を受け取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営委員会、内部統制委員会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

### (1) 剰余金の配当及び内部留保

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

### (2) 自己株式の取得

当社では、将来の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしております。

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり3円の普通配当とさせていただきます。

また、当連結会計年度におきましては、平成29年4月1日から平成30年2月28日までの期間中に、自己株式17千株を2,866千円にて取得いたしました。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,511,920</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,280,637</b>
現金及び預金	455,167	支払手形及び買掛金	782,141
受取手形及び売掛金	978,238	短期借入金	50,000
電子記録債権	306,367	1年内返済予定の長期借入金	90,072
製品	440,889	1年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	128,060	リース債務	48,447
原材料及び貯蔵品	123,240	未払金	56,808
前渡金	1,187	未払費用	49,923
前払費用	9,171	未払法人税等	18,558
繰延税金資産	34,243	未払消費税等	32,364
その他	35,353	前受金	18,060
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,770,934</b>	預り金	14,711
<b>有形固定資産</b>	<b>2,309,346</b>	設備関係支払手形	14,523
建物及び構築物	417,338	賞与引当金	69,125
機械装置及び運搬具	409,983	製品保証引当金	15,899
工具、器具及び備品	29,858	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,154,253</b>
土地	1,440,125	長期借入金	212,707
建設仮勘定	12,039	リース債務	736
<b>投資その他の資産</b>	<b>461,588</b>	繰延税金負債	25,855
投資有価証券	246,090	再評価に係る繰延税金負債	339,176
出資	121	退職給付に係る負債	458,208
長期貸付金	17,360	資産除去債務	11,415
長期前払費用	10,160	長期未払金	4,126
差入保証金	20,992	長期預り保証金	102,028
投資不動産	177,864	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,434,891</b>
その他の	8,100	<b>純 資 産 の 部</b>	
貸倒引当金	△19,100	株主資本	1,947,844
		資本金	1,000,000
		資本剰余金	184,045
		利益剰余金	936,254
		自己株式	△172,455
		その他の包括利益累計額	851,519
		その他有価証券評価差額金	88,751
		土地再評価差額金	781,747
		退職給付に係る調整累計額	△18,978
		新株予約権	48,599
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,847,963</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,282,854</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>5,282,854</b>

# 連結損益計算書

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		5,498,966
売上原価		4,283,832
<b>売上総利益</b>		<b>1,215,134</b>
販売費及び一般管理費		1,143,365
<b>営業利益</b>		<b>71,768</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	5,786	
その他	55,561	61,348
<b>営業外費用</b>		
支払利息	2,506	
その他	27,441	29,948
<b>経常利益</b>		<b>103,168</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	967	
受取保険金	9,032	9,999
<b>特別損失</b>		
固定資産除売却損	1,168	1,168
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>111,999</b>
法人税、住民税及び事業税		37,204
法人税等調整額		969
<b>当期純利益</b>		<b>73,824</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>73,824</b>

# 連結株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

科 目	残高及び変動事由	金 額
		千円
株 主 資 本		
資 本 金	当期首残高	1,000,000
	当期末残高	1,000,000
資 本 剰 余 金	当期首残高	184,045
	当期末残高	184,045
利 益 剰 余 金	当期首残高	917,932
	当期変動額	剰 余 金 の 配 当 親会社株主に帰属する当期純利益 △55,502
		73,824
		936,254
自 己 株 式	当期末残高	△169,277
	当期首残高	△3,177
	当期変動額	自 己 株 式 の 取 得 △172,455
	当期末残高	1,932,700
株 主 資 本 合 計	当期首残高	15,144
	当期変動額	1,947,844
	当期末残高	
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	64,934
	当期変動額	(純額) 23,816
	当期末残高	88,751
土地再評価差額金	当期首残高	781,747
	当期末残高	781,747
退職給付に係る調整累計額	当期首残高	△17,319
	当期変動額	(純額) △1,658
	当期末残高	△18,978
その他の包括利益累計額合計	当期首残高	829,362
	当期変動額	(純額) 22,157
	当期末残高	851,519
新 株 予 約 権	当期首残高	35,831
	当期変動額	(純額) 12,768
	当期末残高	48,599
純 資 産 合 計	当期首残高	2,797,893
	当期変動額	50,069
	当期末残高	2,847,963

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ファインテック高橋

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

    その他有価証券

        時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

        時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

    製品・仕掛品・

    原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ハ デリバティブ

時価法

##### ② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

    建物（建物附属設備は除く）

        平成10年3月31日以前に取得したもの

            旧定率法によっております。

        平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

            旧定額法によっております。

        平成19年4月1日以降に取得したもの

            定額法によっております。

    建物以外

        平成19年3月31日以前に取得したもの

            旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 8～9年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 製品保証引当金

製品販売後の無償修理費用等の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ファインテック高橋の決算日は、3月20日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の同日現在の計算書類を基礎としております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

ロ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である8年による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上していません。

ハ 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,684,325千円				
(2) 投資不動産の減価償却累計額	90,006千円				
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務					
① 担保に供している資産					
土	地	1,384,034千円			
建	物	396,030千円			
投	資	不	動	産	177,864千円
② 担保に係る債務					
1年内返済予定の長期借入金	49,992千円				
長期借入金	131,277千円				
長期預り保証金	12,000千円				

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によって算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

596,276千円

(5) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	32,303千円
電子記録債権	17,386千円
支払手形	16,701千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式(株)	19,167,715	—	—	19,167,715

#### (2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式(株)	1,159,729	18,793	—	1,178,522

(注) 1. 増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

平成29年3月27日の取締役会決議による自己株式の取得による増加 17,000株  
単元未満株式の買取りによる増加 1,793株

2. 当連結会計年度期首株式数及び当連結会計年度末株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式数 493,000株が含まれております。

#### (3) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 5月15日 取締役会	普通株式	55,502	利益剰余金	3	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式(自己株式)に対する配当金1,479千円が含まれております。

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年 5月14日 取締役会	普通株式	55,446	利益剰余金	3	平成30年 3月31日	平成30年 6月29日

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式(自己株式)に対する配当金1,479千円が含まれております。

#### (4) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 397,000株

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、投機的な投資は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しリスク低減を図っております。また投資有価証券は主として取引先銀行の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが翌月現金又は支払手形にて支払っております。支払手形は、4.5ヵ月の支払期日です。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	455,167	455,167	—
② 受取手形及び売掛金	978,238	978,238	—
③ 電子記録債権	306,367	306,367	—
④ 投資有価証券 その他有価証券	238,850	238,850	—
資産合計	1,978,623	1,978,623	—
⑤ 支払手形及び買掛金	782,141	782,141	—
⑥ 短期借入金	50,000	50,000	—
⑦ 社債	20,000	20,000	—
⑧ 長期借入金	302,779	302,516	△262
⑨ 長期預り保証金	102,028	102,028	—
⑩ リース債務	49,183	49,239	56
負債合計	1,306,132	1,305,925	△206

##### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

##### ① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### ④ 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

⑤ 支払手形及び買掛金、⑥ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑨ 長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、合理的と考えられる割引率を用いて算定しております。

⑩ リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額7,240千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
現金及び預金	455,167	—	—	—	—
受取手形	298,569	—	—	—	—
売掛金	679,668	—	—	—	—
電子記録債権	306,367	—	—	—	—
合計	1,739,772	—	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
社債	20,000	—	—	—	—
長期借入金	90,072	171,357	39,880	1,470	—
リース債務	48,447	304	304	126	—
合計	158,519	171,661	40,184	1,596	—

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

### (1) 賃貸等不動産の概要

当社は、愛知県常滑市内に、賃貸用のオフィスビル(土地含む)を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

連結貸借対照表計上額(千円)			連結決算日における時価(千円)
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 末残高	
171,293	6,571	177,864	206,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産における当連結会計年度増減額は、建物防水工事5,850千円と電気設備工事2,620千円の増加と減価償却費1,898千円の減少によるものであります。

3. 時価の算定方法は、「不動産鑑定評価基準」に基づいた鑑定評価額であります。

### (3) 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、39,738千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 155円61銭

(2) 1株当たり当期純利益 4円10銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は493,000株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は493,000株であります。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

ジャニス工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 野 誠 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャニス工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制と検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャニス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,296,882</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,178,448</b>
現金及び預金	426,883	支払手形	463,464
受取手形	278,218	買掛金	241,812
売掛金	599,754	短期借入金	50,000
電子記録債権	306,367	1年内返済予定の長期借入金	90,072
製品	440,889	1年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	54,796	リース債務	48,142
原材料及び貯蔵品	110,908	未払金	51,475
前渡金	1,187	未払費用	34,212
前払費用	8,797	未払法人税等	18,173
繰延税金資産	34,243	未払消費税等	28,775
その他	34,834	設備関係支払手形	14,523
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,814,849</b>	賞与引当金	69,125
<b>有形固定資産</b>	<b>2,106,496</b>	製品保証引当金	15,899
建物	385,926	その他	32,772
構築物	21,307	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,074,677</b>
機械及び装置	400,052	長期借入金	212,707
車両運搬具	339	繰延税金負債	25,855
工具、器具及び備品	28,204	再評価に係る繰延税金負債	339,176
土地	1,258,626	退職給付引当金	395,922
建設仮勘定	12,039	資産除去債務	11,415
<b>投資その他の資産</b>	<b>708,353</b>	長期未払金	4,126
投資有価証券	245,848	長期預り保証金	85,473
関係会社株	10,300	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,253,125</b>
出資	120	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期貸付金	240,000	株 主 資 本	1,939,508
長期前払費用	9,785	資 本 金	1,000,000
差入保証金	18,834	資 本 剰 余 金	184,045
投資不動産	177,864	資 本 準 備 金	100,000
その他	8,100	その他資本剰余金	84,045
貸倒引当金	△2,500	利 益 剰 余 金	927,918
		利 益 準 備 金	38,953
		その他利益剰余金	888,964
		繰越利益剰余金	888,964
		自 己 株 式	△172,455
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	870,498
		その他有価証券評価差額金	88,751
		土地再評価差額金	781,747
		新 株 予 約 権	48,599
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,858,606</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,111,732</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>5,111,732</b>

# 損益計算書

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		5,021,966
売上原価		3,843,352
売上総利益		1,178,613
販売費及び一般管理費		1,110,872
営業利益		67,741
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,391	
その他	52,865	58,256
営業外費用		
支払利息	2,444	
その他	26,429	28,874
経常利益		97,123
特別利益		
固定資産売却益	957	
受取保険金	9,032	9,989
特別損失		
固定資産除売却損	943	943
税引前当期純利益		106,169
法人税、住民税及び事業税		36,814
法人税等調整額		969
当期純利益		68,385

# 株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

科 目	残高及び変動事由	金 額
		千円
株 主 資 本		
資 本 金	当期首残高	1,000,000
	当期末残高	1,000,000
資 本 剰 余 金		
資 本 準 備 金	当期首残高	100,000
	当期末残高	100,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	当期首残高	84,045
	当期末残高	84,045
利 益 剰 余 金		
利 益 準 備 金	当期首残高	33,403
	当期変動額	5,550
	当期末残高	38,953
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰越利益剰余金	当期首残高	881,632
	当期変動額	剰 余 金 の 配 当 △55,502 当 期 純 利 益 68,385 利 益 準 備 金 の 積 立 △5,550
	当期末残高	888,964
自 己 株 式		
	当期首残高	△169,277
	当期変動額	自 己 株 式 の 取 得 △3,177
	当期末残高	△172,455
株 主 資 本 合 計		
	当期首残高	1,929,804
	当期変動額	9,704
	当期末残高	1,939,508
評 価 ・ 換 算 差 額 等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	64,934
	当期変動額	(純額) 23,816
	当期末残高	88,751
土 地 再 評 価 差 額 金	当期首残高	781,747
	当期末残高	781,747
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
	当期首残高	846,681
	当期変動額	(純額) 23,816
	当期末残高	870,498
新 株 予 約 権		
	当期首残高	35,831
	当期変動額	(純額) 12,768
	当期末残高	48,599
純 資 産 合 計		
	当期首残高	2,812,317
	当期変動額	46,288
	当期末残高	2,858,606

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

製品・仕掛品・  
原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ③ デリバティブ

時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 8～9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である8年による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しています。

④ 製品保証引当金

製品販売後の無償修理費用等の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。



(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によって算出しております。

- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 596,276千円

(6) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	32,303千円
電子記録債権	17,386千円
支払手形	16,701千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額  
営業取引(仕入高) 34,814千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,159,729	18,793	—	1,178,522

(注) 1. 増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

平成29年3月27日の取締役会決議による自己株式の取得による増加 17,000株

単元未満株式の買取りによる増加 1,793株

2. 当事業年度期首株式数及び当事業年度末株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式数 493,000株が含まれております。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
棚卸在庫否認額	12,557千円
賞与引当金繰入限度超過額	20,938千円
ゴルフ会員権評価損否認	781千円
退職給付引当金繰入限度超過額	119,057千円
有価証券評価損	14,749千円
減損損失	477千円
固定資産除却売却損否認	1,719千円
一括償却資産	367千円
資産除去債務	3,432千円
その他	31,211千円
繰延税金資産 小計	205,292千円
評価性引当額	△169,156千円
繰延税金資産 合計	36,136千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△26,169千円
資産除去債務	△1,578千円
繰延税金負債合計	△27,747千円
繰延税金資産の純額	8,388千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
住民税均等割	6.8%
評価性引当金の増減	3.5%
試験研究費等の税額控除	△6.4%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.5%

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	タカラスタンダード株式会社	(被所有)直接 16.8%	衛生設備機器の販売と購入	トイレ商品の販売	1,454,960	売掛金	139,769
				鏡台等の購入	35,286	買掛金	4,571

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
取引条件は、一般取引条件と同様にまたは市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。

### (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ファインテック高橋	所有直接 100%	衛生設備機器の購入 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金	240,000
				給排水栓等の購入	34,814	買掛金	3,296

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
取引条件は、一般取引条件と同様にまたは市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。
3. 株式会社ファインテック高橋に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間3年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 156円21銭

(2) 1株当たり当期純利益 3円80銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は493,000株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は493,000株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月11日

ジャニス工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 野 誠 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャニス工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

ジャニス工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 水野 修 ㊟

監査等委員 森田 雅也 ㊟

監査等委員 水野 吉博 ㊟

(注) 監査等委員森田雅也及び水野吉博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国での国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、中長期的な株価変動も勘案し、株式の併合を行うものであります。

#### 2. 株式併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

#### 3. 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

#### 4. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

14,600,000株

これは、会社法第180条第3項を踏まえ、本株式併合の効力発生日における発行済株式の総数の4倍以内となる数とするものです。

#### 5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式の総数が5分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動などの他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 第1号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、定款第7条の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

上記(1)の変更の効力は、第1号議案における株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力発生する旨の附則第2条を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。

(2) 連結決算開始に伴い、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）につきまして、連結計算書類の文言を追加するものがあります。

上記(2)の変更の効力は、株主総会終結の時をもって、効力が生じるものとします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条（条文省略）</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>73,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第8条～第15条（条文省略）</p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条～第34条（条文省略）</p>	<p>第1条～第5条（現行どおり）</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>14,600,000株</u>とする。</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第15条（現行どおり）</p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類および連結計算書類</u>に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条～第34条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;"><b>附則</b></p> <p>第1条（条文省略） (新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附則</b></p> <p>第1条（現行どおり）</p> <p><u>第2条</u> 第6条及び第7条の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生後これを削除する。</p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	山 川 芳 範 (昭和28年10月4日生)	昭和53年4月 平成12年1月 平成13年12月 平成17年3月 平成19年6月 平成21年6月  平成28年4月	330,000株
2	谷 口 敏 彦 (昭和29年9月27日生)	昭和54年4月 平成15年3月 平成17年3月 平成21年6月 平成21年6月 平成27年6月 平成28年4月	56,000株
3	宇 野 正 敏 (昭和31年6月20日生)	昭和55年4月 平成14年7月 平成15年2月 平成16年1月 平成18年7月 平成24年3月 平成24年6月 平成28年4月	34,000株
4	富 本 和 伸 (昭和42年5月23日生)	平成3年4月 平成16年1月 平成18年11月 平成20年3月 平成24年6月	88,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	水野 修 (昭和30年4月5日生)	昭和53年3月 当社入社 平成18年11月 当社生産部品質保証課長 平成20年3月 当社生産部生産技術課長 平成22年6月 当社監査役就任 平成28年4月 (株)ファインテック高橋監査役就任 (現在に至る) 平成28年6月 当社取締役就任(現在に至る)	31,000株
2	森田 雅也 (昭和35年2月5日生)	昭和62年11月 税理士登録 平成3年4月 公認会計士登録 平成5年8月 森田英治税理士事務所入所 平成15年6月 当社監査役就任 平成16年4月 税理士法人森田会計パートナーズ (現りんく税理士法人)代表社員就 任(現在に至る) 平成28年6月 デリカフーズ(株)(現デリカフーズ ホールディングス(株))監査役就任 (現在に至る) 平成28年6月 当社取締役就任(現在に至る)	34,000株
3	水野 吉博 (昭和53年8月16日生)	平成17年10月 弁護士登録 平成17年10月 弁護士法人 後藤・太田・立岡法 律事務所(現在に至る) 平成25年6月 当社監査役就任 平成28年6月 当社取締役就任(現在に至る)	3,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 候補者森田雅也氏及び水野吉博氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について  
 ① 森田雅也氏につきましては、同氏がこれまで培ってきた公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査業務に活かしていただきたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏がこれまで当社の会計監査人または顧問税理士であったことはありません。  
 ② 水野吉博氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、当社の監査業務に活かしていただきたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について  
 水野吉博氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について  
 当社は、森田雅也氏及び水野吉博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としておりま

す。本議案が原案どおり承認された場合、当社は両氏の間で当該契約を継続する予定であります。

- 森田雅也氏及び水野吉博氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
中村勝己 (昭和36年8月30日生)	平成元年4月 平成元年4月 弁護士登録 弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所入所(現在に至る)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村勝己氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 補欠の社外取締役候補者とする理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 補欠の社外取締役候補者とする理由について  
中村勝己氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律知識を、当社の監査業務に活かしていただきたいため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について  
中村勝己氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について  
中村勝己氏が社外取締役として就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、金銭報酬については、平成28年6月29日開催の当社第82期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれない。）としてご承認をいただいております。また、株式報酬については、上記金銭報酬額とは別枠として、平成25年6月27日開催の当社第79期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役にに対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名であり、第3号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限は次のとおりであります。

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること

及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数170,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当該対象取締役が、当社の取締役を退任した直後の時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間が満了する時点まで継続して当社の取締役の地位にあった場合には、当該時点において当該対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しない。また、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来す

る当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

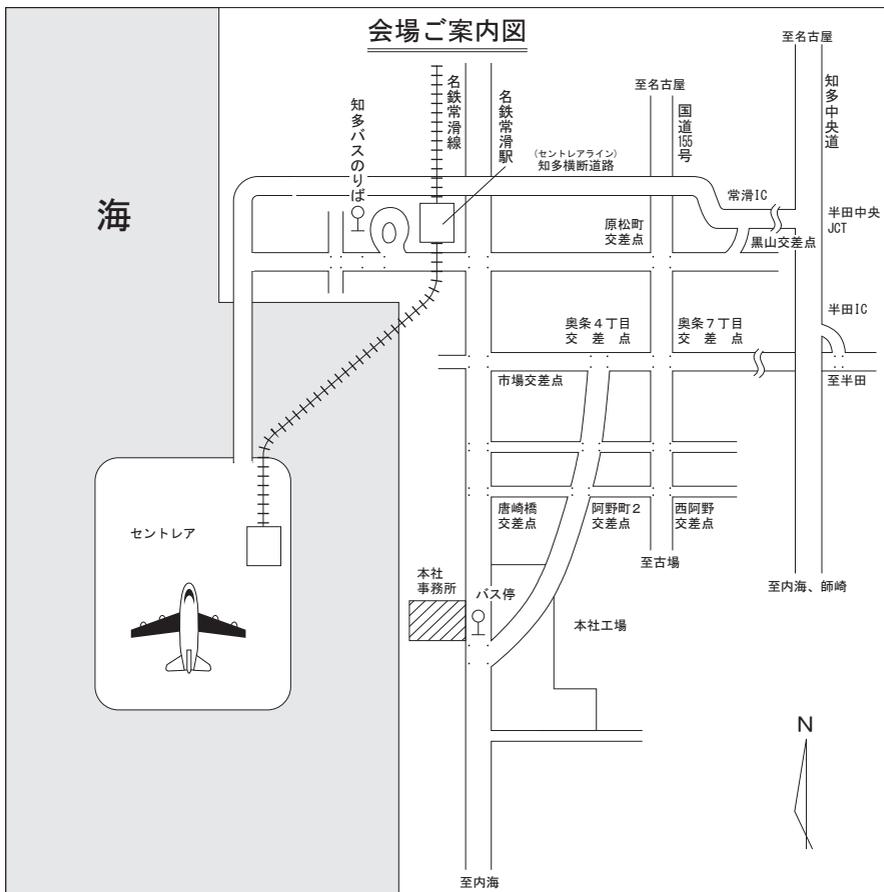
当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上







名鉄常滑線「常滑駅」から約8分

- ・ 知多バス「上野間駅」行き「ジャニス工業前」下車

常滑駅 9:30発 ジャニス工業前 9:38着をご利用ください。

(平成30年5月末現在の時刻表では、上記の次の便をご利用する場合、開始時刻に間に合いませんので、ご注意ください。当日バスをご利用される方は、時刻表をご確認いただきますようお願い申し上げます。)

- ・ タクシーにて

知多半島道路 半田中央JCT →

知多横断道路(セントレアライン) 常滑I.C よりお車で約10分